平成２６年（フ）第１号
岐阜市本荘西２丁目35番地２　日光ビル302号室、開始決定時の住所岐阜県関市植野524番地８
破産者　三輪　和司
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６２号
岐阜市則武西２丁目２番２号　レジデンス高橋Ｄ102号室
破産者　プティ・ブローニュ・ドゥーブルこと　あうん堂こと　光田　　歩
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０１５号
大阪府八尾市福万寺町２丁目19番７号　ハイデンス山本１号棟
破産者　株式会社ｆアーバン建設
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７３号
最後の住所大阪市中央区道頓堀１丁目東３番27号　301号
破産者　被相続人亡引地豊相続財産
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７０号
大阪市淀川区西中島４丁目５番１号
破産者　株式会社大国屋商店
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５３号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目４番15号　英華ビル２Ｆ
破産者　有限会社ジェイスポット
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１号
岡山県津山市北町７番地の１
破産者　有限会社といち
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第９号
岡山県勝田郡奈義町柿1824番地の２
破産者　有限会社勝英和牛牧場
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１０７号
茨城県古河市磯部64番地４
破産者　有限会社イワセ
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４８７号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
破産者　イーエムシー株式会社
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８４号
東京都千代田区飯田橋４丁目１番10号
破産者　ＥＭＣホールディング株式会社
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎905番地
破産者　株式会社丸双運輸
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３号
東京都昭島市田中町１丁目32番19号メゾンシャルマン201号
破産者　大井　佳則
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３３７号
横浜市戸塚区戸塚町2153―24、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市鵠沼石上１丁目３番11号
破産者　株式会社ＴＯＭ　ＢＲＯＷＮ
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１１号
横浜市港北区小机町932　ガーデンホームズＡ101
破産者　株式会社ワイズ・ファクトリー
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１号
長野県小諸市大字市字土橋913―２、商業登記簿上の本店所在地長野県小諸市大字山浦761番地
破産者　東長野工業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１８０号
和歌山市中之島667番地
破産者　株式会社ファブリック
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５２号
福岡県大川市大字三丸1518番地１
破産者　横田　公彦
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６号
秋田県山本郡三種町鹿渡字町後246番地　琴丘アパート６号室
破産者　佐藤　信政
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第３５号
秋田県大仙市上鶯野字大沢田９番地、旧住所秋田県大仙市長野字新山177番地11
破産者　草薙由美子
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部